オーナー様・管理組合様のためのチェック表

点検・検査を依頼する前の「3つの確認」

消防の点検、建築の定期検査・調査（建築基準法 第12条）、給水・排水・消火ポンプの点検。どの会社に依頼する場合にも、そのまま使えます。依頼先ごとに、答えを書き込んでください。

確認すること	依頼先A　（　　）	依頼先B　（　　）
確認1　必要な資格者が、社内にいますか 消防：消防設備士（どの「類」か）／消防設備点検資格者。 12条：特定建築物調査員・建築設備検査員・防火設備検査員、または一級・二級建築士。	☐ 資格の名前を、聞いた ☐ 消防設備士は、どの類かを聞いた ☐ 資格者証・免状を見せてもらえる	☐ 資格の名前を、聞いた ☐ 消防設備士は、どの類かを聞いた ☐ 資格者証・免状を見せてもらえる
確認2　資格者ご本人が、現場に入りますか 報告書に、調査・検査をした方の氏名と資格が載るか。実際に現場へ来る方と、同じか。	☐ 現場に来る方の名前・資格を聞いた ☐ 報告書に載る氏名と、同じ方 ☐ 立ち会いの日時を、聞いた	☐ 現場に来る方の名前・資格を聞いた ☐ 報告書に載る氏名と、同じ方 ☐ 立ち会いの日時を、聞いた
確認3　消防・建築の定期検査・ポンプを、まとめて見られますか 報告の先も時期も別です（消防は消防署、12条は神戸市など）。窓口がひとつだと、時期の管理も改修の相談も、まとまります。	☐ 消防の点検 ☐ 建築の定期検査・調査（12条） ☐ 給水・排水・消火ポンプ ☐ 不具合の改修まで、同じ窓口	☐ 消防の点検 ☐ 建築の定期検査・調査（12条） ☐ 給水・排水・消火ポンプ ☐ 不具合の改修まで、同じ窓口

見積もりを比べるときは、条件をそろえてください

そろえること	依頼先A	依頼先B
点検の範囲 設備の数・場所		
報告書づくりの範囲 作成・提出の手順		
不具合が見つかったとき 改修の扱い・相談先		

範囲が違うと、金額を比べても、意味が変わってしまいます。

次の報告の時期を、メモしておきましょう

防火設備定期検査（毎年）　　月ごろ

建築設備定期検査（毎年）　　月ごろ

特定建築物定期調査（3年ごと）　　年　　月ごろ

消防署への点検結果の報告　　年　　月ごろ

ポンプの点検　　年　　月ごろ

外壁の次の調査の目安　　年ごろ

報告の義務を負うのは、建物のオーナー様・管理組合様です。依頼先に任せきりにせず、報告書の内容と次の時期を、ご自身でも把握しておくと安心です。時期や対象は、お手元のお知らせで確認してください。

新栄株式会社　〒658-0053 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町3丁目11番11号　TEL 078-858-6881　FAX 078-858-6882　info@kobe-shinei.jp
兵庫県知事許可（般-8）第117141号　消防施設工事業　／　まずは、お気軽にご一報ください。
根拠：消防法 第17条の3の3、建築基準法 第12条、国土交通省の資格者の処分基準。このシートは、依頼先を選ぶための目安です。